

岩手県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和2年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第2工区 二戸市金田一字八ツ長40番1の一部、40番2の一部及び50番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 二戸市金田一字上田面301番地1 社会福祉法人桂泉会